

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律の施行に関する条例の一部改正について（報告）

1 趣旨

「横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（以下、「番号条例」）」の一部を改正し、本市がマイナンバーを利用して実施する独自利用事務を追加します。

なお、改正議案の審議は、健康福祉・医療委員会に付託されています。

2 今回追加する独自利用事務

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」）」では、マイナンバーの利用範囲として、番号法別表に社会保障・税・災害対策に関する事務（法定利用事務）を規定しています（番号法第 9 条第 1 項）。

また、地方公共団体は、社会保障・税・災害対策に関する事務その他これらに類する事務について、条例で定めることにより、法定利用事務とは別に独自利用事務として、マイナンバーの利用等を行うことが可能とされています（番号法第 9 条第 2 項）。

この度、マイナンバーを利用することにより、市民の利便性向上と事務の効率化が期待できることから、以下の 2 つの事務を、独自利用事務として番号条例の別表に追加 します。

	今回追加する独自利用事務	事務所管局
1	ひとり親家庭等医療費助成の実施に関する事務	健康福祉局
2	小児医療費助成の実施に関する事務	健康福祉局

【参考】法第 9 条第 2 項に基づき条例で定める事務における他都市等との情報連携（条例連携）

法第 9 条第 2 項に基づき条例で定める事務のうち、番号法に基づく個人情報保護委員会規則の定める要件に合致する事務は、国の個人情報保護委員会（以下、「委員会」）の承認を受けることで、法定利用事務と同様に全国共通のシステムを使用した他都市等との情報連携（条例連携）を行うことが可能 となります。これにより、手続きにおける添付書類の削減等の市民の利便性向上等を図ることが出来ます。

今回の条例改正により独自利用事務に 追加する 2 事務を含む、計 4 事務について委員会に届け出を行い、全国的に情報連携が開始される平成 29 年 7 月（予定）から、法定利用事務と同様に情報連携を行うことが可能となる見込み です。

	条例連携する事務	事務所管局
1	ひとり親家庭等医療費助成の実施に関する事務	健康福祉局
2	小児医療費助成の実施に関する事務	健康福祉局
3	障害者総合支援法による地域生活支援事業の実施に関する事務 【法第 9 条第 2 項に基づき条例に規定済み】	健康福祉局
4	生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務 【法第 9 条第 2 項に基づき条例に規定済み】	健康福祉局

※条例連携する事務は、委員会の定める事務事例の中から、①利便性の向上、②対象者数、③事務の効率化等の観点に基づき選定しました。